



2025 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 住友ベークライト株式会社
代表者名 代表取締役社長 鍛冶屋 伸一
(コード番号 4203 東証プライム市場)
問合せ先 総務本部コーポレート・コミュニケーション部長 植田 毅
(TEL 03-5462-4165)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年 7 月18日
(2) 処分する株式の種類および数	当社普通株式 22,363株
(3) 処分価額	1 株につき 3,902 円
(4) 処分総額	87,260,426円
(5) 処分予定先	取締役（社外取締役を除く） 6 名 10,745株 執行役員 11名 11,618株

2. 処分の目的および理由

当社は、2023 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。また、2023 年 6 月 22 日開催の第 132 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬として、対象取締役に対して、年額 1 億 5 千万円以内の金銭報酬債権を支給し、年 15 万株（2024 年 4 月 1 日を効力発生日とする株式分割に伴う調整後の数）以内の当社の普通株式を発行または処分すること、および譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結され

る譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当てを受けた日より、当社の取締役または執行役員の地位を退任する日までの期間とすること等につきご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることになります。その1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役または執行役員の地位を退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 上記①に定める期間中に対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として本割当契約に定める一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること

また、当社は、当社の執行役員（国内非居住者および対象取締役である執行役員を除きます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役6名および執行役員11名（以下、「対象役員」と総称します。）に対し、譲渡制限付株式報酬制度の目的、対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計87,260,426円を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込ませることにより、譲渡制限付株式として当社の普通株式22,363株を処分することを決議いたしました。また、対象役員のうち各対象取締役に対する配分については、取締役会の一任を受けた本日開催の指名・報酬委員会において決定いたしました。

【譲渡制限付株式割当契約の概要】

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、2025年7月18日（払込期日）から当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも退任する日（当該日より、本株式の交付日の属する事業年度経過後3

か月を超えた直後の時点（2026年7月1日の到来直後の時点）が遅い場合には、その時点）までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象役員が、当社の取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が死亡によりまたは当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整する。

（3）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

上記（1）の記載にかかわらず、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,902円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ対象役員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上